

(平成 20 年 10 月 31 日総合政策部会資料)

環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会の設置について

1．設置の趣旨

「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(平成 16 年法律第 77 号。以下「環境配慮促進法」という。)は、環境報告書の普及促進と信頼性向上のための制度的枠組みの整備や一定の公的法人に対する環境報告書の作成・公表の義務付け等について規定している。これらの措置は、国民や事業者が商品購入や投資を行う際に、事業者の環境配慮の状況を考慮するように促し、事業者の自主的な環境配慮の取組を促進することを狙いとしたものであり、平成 17 年 4 月に施行されている。

環境配慮促進法の附則第 4 条においては、「政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、環境報告書の公表の状況その他のこの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされており、施行後 3 年を経過したことを踏まえ、環境配慮事業活動促進法の施行の状況について評価・検討を行うとともに、環境に配慮した事業活動を一層促進するための方策について検討する必要がある。

このため、標記小委員会を設置する必要がある。

2．主な論点

環境配慮促進法の特定事業者(独立行政法人・国立大学法人等)による環境報告書の作成・公表と信頼性向上
企業による環境配慮等の状況の公表とその信頼性向上
環境報告書の利用促進
事業者による製品等に係る環境負荷低減に係る情報提供の促進 等

3．メンバー構成案

委員については、中央環境審議会議事運営規則第 8 条第 2 項に基づく部会長の指名により、学識経験者や専門家の方々をもって構成する。

4．スケジュール

1 1 月以降、数回開催し、環境配慮促進法の施行状況の評価・検討及び環境に配慮した事業活動の促進方策について、調査・審議いただく。